

調査と情報—ISSUE BRIEF—

No. 1006 (2018. 5.15)

インターネット上の興行チケット転売

—日本の状況と諸外国の法規制—

はじめに

I 現状と対策

- 1 これまでの状況
- 2 関連する現行法令
- 3 高額転売防止対策
- 4 法規制の動き

II 諸外国における法規制

- 1 米国
- 2 英国
- 3 フランス
- 4 オーストラリア

おわりに

- 近年、コンサートやスポーツイベント等の興行チケットがインターネット上の転売サイト等で不当に高額転売される事例が問題となっている。
- インターネット上の不当なチケット高額転売を現行法令で取り締まることは難しく、法律によらない対策が実施されている。また、チケット高額転売の社会問題化や 2020 年に東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されること等を受け、チケット転売の法規制を求める動きがある。
- 諸外国では、チケットの転売に関して法律を制定している事例があるが、その規制の内容は様々である。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

文教科学技術課 やまぐち まきこ 山口 真紀子

第 1006 号

はじめに

近年、インターネット上のチケット販売サイトにおいて転売目的で購入されたコンサートやスポーツイベント等の興行チケット（以下「チケット」）が、転売サイト等で高額で転売されることにより、消費者が額面価格でチケットを入手することが困難となる問題が生じている¹。一方、ライブ・エンタテインメント市場の規模拡大²、スポーツ産業の振興に向けた動き³、さらに2020年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることなどから、今後もチケットの需要は増加することが予想される。チケット高額転売に対しては関係業界において様々な対策が実施されているが、インターネット上のチケット転売の現行法令による取締りは困難となっており、最近では議員立法による法整備の動きが報じられている⁴。

本稿では、日本におけるインターネット上のチケット高額転売の現状と対策について整理した上で、諸外国におけるインターネット上のチケット転売の法規制の事例を紹介する。

I 現状と対策

1 これまでの状況

コンサート会場や競技会場の周辺で、あらかじめ購入したチケットを高額で転売したり、他人の余ったチケットを買い取ったりする者は「ダフ屋」と称される⁵。ダフ屋行為は、公序良俗に反し、その売上げが暴力団等の反社会的勢力の資金源となってきたことから、地方公共団体の迷惑防止条例によって取締りが行われてきた⁶。

近年は、インターネットを利用した、投機目的等の不当なチケット高額転売が問題となっている。日本では、2002（平成14）年のサッカーワールドカップの際にインターネット上のオークションサイトで高額なチケットが多数売買され、インターネット上のチケット高額転売の存在が大きく報道されるようになった⁷。さらに、従来のオークションサイトに加え、チケットの転売に特化したウェブサイトも現れ、インターネット上のチケット転売市場の拡大に拍車がかかっている。同時に、チケットの不当な高額転売も拡大しているとされ⁸、その方法も、コンピ

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018（平成30）年5月2日である。

¹ 「社説 チケット高額転売 歯止めの議論が必要だ」『毎日新聞』2016.8.30.

² 音楽とステージ（ミュージカル、演劇等）から成るライブ・エンタテインメントの市場規模は、2011（平成23）年に3061億円であったものが2016（平成28）年には5015億円となり、5年間で約1.6倍となった。（デジタルコンテンツ協会編『デジタルコンテンツ白書 2017』2017, pp.122-129.）

³ 政府はスポーツ産業の振興を図っており、2015（平成27）年現在5.5兆円のスポーツ市場規模を2020年までに10兆円、2025年までに15兆円に拡大することを目指すとしている。（「日本再興戦略2016—第4次産業革命に向けて—」（平成28年6月2日閣議決定）p.106. 首相官邸ウェブサイト <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/2016_zentaihombun.pdf>）

⁴ 「チケット不正転売、今国会内での法案成立へ向け前進 罰則も含め法制化へ向けた要綱固まる」『岩手日報』（電子版）2018.3.6. <<https://www.iwate-np.co.jp/article/oricon/2106937>>

⁵ 須賀正行「元検察官のキャンパスノート（No.48）ダフ屋行為といわゆる迷惑防止条例（東京都条例）」『捜査研究』747号, 2013.6, pp.113-120.

⁶ 「ダフ屋 ネットに“移住” プロ野球不人気で… 一般人の転売横行」『日本経済新聞』2007.8.2.

⁷ 「ネット「ダフ屋」、包囲網—サッカーW杯が契機になるか!?（日曜版）」『日本経済新聞』2001.9.23; 「ダフ屋、許さじ ネット競売には適用できず（鼓動・サッカーW杯）」『朝日新聞』2001.12.28, 夕刊等。

⁸ 「高額転売 悩む音楽業界」『読売新聞』2016.10.1.

ュータのプログラムを用いて大量にチケットを買い占め、不当に価格をつり上げて高額転売を行うなど高度化していることが指摘される⁹。

このようなチケットの買占めによる高額転売に対しては、一般の人がチケットを入手しづらくなる、収入の少ない若者等が気軽に興行を楽しめる機会が失われる¹⁰、消費者のチケットの購入回数や関連の物品購入等が減少し、ひいては音楽やスポーツ等の業界の将来が危ぶまれる¹¹等の懸念が示されている。

2 関連する現行法令

現在、日本ではインターネット上のチケット転売そのものを規制する法令は存在しない。不当なチケット高額転売の取締りのため、以下の法令を適用する可能性も指摘されているが、実際に適用された事例は限られている。

(1) 都道府県の迷惑防止条例

公共の場所において、転売目的でチケットを買う行為及び転売目的で取得したチケットを不特定の者に転売する行為は、多くの地方公共団体の条例で規制されている。例えば、東京都の「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」（いわゆる「迷惑防止条例」。昭和37年東京都条例第103号）第2条では、不特定の者に転売し、又は不特定の者に転売する目的を有する者に交付するため、乗車券等を、道路等の公共の場所又は汽車等の公共の乗り物において、買う等すること（第1項）、転売する目的で得た乗車券等を、公共の場所又は公共の乗り物において、不特定の者に売る等すること（第2項）が禁止されている。¹²

一方、取引がインターネット上で行われた場合は、「公共の場所」という要件に該当しないと解されており、こうした条例による取締りが困難となっている。¹³

(2) 古物営業法（昭和24年法律第108号）

同法は、盗品等の売買の防止、被害品の早期発見等を図るため、古物営業に係る業務について必要な規制等を行う法律である¹⁴。例えば金券ショップは、同法のもと都道府県の公安委員会から古物商の営業許可を取得し業務を行っている¹⁵。インターネット上でコンサートチケットの転売を繰り返した者に対して、無許可で古物営業を行ったとして、同法違反として簡易裁判所で罰金刑が下された事例がある¹⁶。

⁹ 石川篤ほか「徹底追及第6弾!!「チケット高額転売問題」について考える—チケットエージェンシー座談会—」『音楽主義』82号、2017.5・6、pp.28-33。

¹⁰ 『読売新聞』前掲注(8)

¹¹ 「耕論 ゆがむチケット転売」『朝日新聞』2017.6.17。

¹² 須賀 前掲注(5)

¹³ なお、コンビニエンスストアでチケットを買い占め、インターネット上で高額転売が行われた事例において、購入場所であるコンビニエンスストアが「公共の場所」に当たることから、迷惑防止条例による摘発が行われたことがある。（「店頭で98枚 チケット購入 高額転売 先行予約を悪用」『日本経済新聞』2017.5.13.）

¹⁴ 須賀正行「元検察官のキャンパスノート (No.54) 古物営業法」『捜査研究』759号、2014.6、pp.74-83。

¹⁵ 門倉貴史「暗躍 ネットダブ屋の実態」『エコノミスト』3793号、2005.11.22、pp.80-82。

¹⁶ 「掲示板悪用し高額転売」『読売新聞』2016.10.6。

(3) 刑法（明治40年法律第45号）第246条（詐欺罪）

インターネット上でコンサートのチケットを転売目的で取得し、高額転売した行為が、詐欺罪に当たるとする判決が下された事例がある。この事例では、営利目的の転売禁止が定められたチケットを、転売目的を隠して申し込むことで販売者を誤信させたことが、欺罔行為と判断された。¹⁷

(4) 物価統制令（昭和21年勅令第118号）

同法は、物資の入手が困難であった終戦直後に、闇市等で生活必需品を不当に高額で売買することを禁じることを目的として制定された法律である。1961（昭和36）年2月にダブ屋行為が同法に違反するとの最高裁判所判決が下されたことがある¹⁸。近年は同法が適用される事例自体がほとんどない¹⁹が、インターネット上のチケット高額転売の摘発において、同法の適用を警察が検討したことがあると報じられている²⁰。

3 高額転売防止対策

業界団体等により、高額転売を防止するための法規制によらない自主的な対策が進められている。額面価格での売買を原則とする公式転売サイトの設置や、チケットの利用規約において転売禁止を規定し、転売防止のため厳格な本人確認が実施されている場合等がある²¹。

(1) 公式転売サイトの設置

転売サイトは、チケット購入後に都合がつかなくなった場合の受け皿として機能している側面もある²²。こうした需要に対応するため、音楽業界では、2017（平成29）年6月、関連4団体²³がぴあ株式会社に運営を委託し、転売チケットが全て額面価格で取引されるチケット転売サイト「チケトレ」を設置した²⁴。また、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会のチケットを公式サイトにおいて額面価格で転売できる仕組みを、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が検討していることが報じられている²⁵。

¹⁷ 門田成人「営利目的での転売の意思を偽ったチケット購入と詐欺罪」『法学セミナー』758号、2018.3、p.99。

¹⁸ 最高裁判所第三小法廷昭和36年2月21日判決 刑集15巻2号378頁

¹⁹ 1998（平成10）年以降、物価統制令違反による送致件数は0である。（「年間の犯罪」警察庁ウェブサイト <<http://www.npa.go.jp/publications/statistics/sousa/year.html>>）

²⁰ 「真相深層 チケット転売規制に穴」『日本経済新聞』2018.2.3。

²¹ この他にも、人気のある座席のチケットは高額転売されやすいことを踏まえた、チケットの座席番号が当日分かる仕組みの導入や、転売サイトと正規のチケット販売のデータを照合することで転売チケットを特定し、転売チケットを一律無効とする等の様々な対策が行われている。（「クローズアップ現代 追跡！チケット転売の舞台ウラ」2016.10.12. NHK ウェブサイト <<http://www.nhk.or.jp/gendai/articles/3874/1.html>>）

²² 『読売新聞』前掲注(8)

²³ 一般社団法人日本音楽制作者連盟、一般社団法人日本音楽事業者協会、一般社団法人コンサートプロモーターズ協会、コンピュータ・チケット協会の4団体。

²⁴ 「ぴあニュースリリース」2017.5.10. ぴあ株式会社ウェブサイト <http://corporate.pia.jp/news/files/%E3%80%90%E3%81%B4%E3%81%82%E3%80%91%E3%83%81%E3%82%B1%E3%83%88%E3%83%AC%E3%82%B9%E3%82%BF%E3%83%BC%E3%83%88_20170510.pdf>

²⁵ 「20年東京五輪・パラリンピック：チケット転売、公式サイトで 組織委が検討」『毎日新聞』2017.10.28。

(2) 電子チケット

ウェブサイト上で購入手続を済ませると購入者に送付される URL を開き、スマートフォンの画面上に表示させたものをチケットとする等の形態をとる電子チケットが近年普及している²⁶。こうした電子チケットは、従来の紙のチケットと比較し譲渡が困難なことなどから、転売防止対策として導入されている場合がある²⁷。

また、不当なチケット高額転売対策としてブロックチェーン²⁸を用いた電子チケットの開発も国内外の企業で行われている²⁹。

(3) 本人確認の徹底

転売防止を規定したチケットを利用する際に行われる本人確認には身分証明書の提示等様々な方法があるが、以下に2つの事例を紹介する。

(i) 生体認証による本人確認

生体認証は、個人に固有の身体的特徴（指紋、顔、虹彩等）又は行動的特徴（署名、声紋等）を利用して個人を識別する技術である³⁰。生体情報は他人に貸し出すことができず偽造等も困難なことから、転売防止に有効である。近年一部の興行では、顔認証技術を導入し、チケット購入時にウェブサイト上で登録した購入者の顔画像と、当日に会場で撮影した来場者の顔写真を照合することで、本人確認を行う事例がある³¹。

(ii) マイナンバーカードに搭載された電子証明書による本人確認

マイナンバーカードに埋め込まれた IC チップには、電子的に個人を認証する機能（電子証明書）が搭載されている。この機能を利用する際にマイナンバー自体は使用されないため、民間事業者による活用が期待されている³²。総務省は、マイナンバーカードに搭載された電子証明書を利用したイベント会場等への入場システム³³を、2018（平成 30）年から順次実用化するこ

²⁶ 長瀧菜摘「野球や音楽ライブへ「スマホで入場！」 チケット大革命」『週刊東洋経済』6746号, 2017.9.9, pp.82-86.

²⁷ 電子チケットを購入した際に使用したスマートフォンを金銭と引き換えに貸し出すことにより、転売が行われた事例もある。この事例では詐欺容疑で摘発が行われた。（「電子チケット：盲点 転売スマホ本体貸す 購入者も刑事罰の恐れ」『毎日新聞』（大阪版）2017.7.15, 夕刊。）

²⁸ ブロックチェーンは、仮想通貨ビットコインの中心技術として知られる、暗号技術の組合せによる分散型のデータ管理技術である。取引履歴を中央サーバーで一元管理するのではなく、取引者全員で同時に共有し管理する（分散型）ため、データ改ざんが困難といわれる。（「ブロックチェーン 改ざん防ぎ、安価なシステム」『日経ビジネス』1902号, 2017.7.31, pp.66-68.）

²⁹ 例えば、ブロックチェーンの改ざんが困難な特性を活用するものとして、チケット購入者のブロックチェーン上のアドレスにイベント会場への入場権を付与する仕組みが開発されている。購入者は、イベント会場の読取り機に、スマートフォン等の端末上に表示させた入場権を証明する QR コードを提示する。これにより本人確認が行われるため、身分証の提示等は不要となるとされる。（「GMO ブロックチェーンオープンソース提供プロジェクト」第4弾・不正転売の抑止とチケットレス化を実現する「転売抑止チケット」を公開 2017.9.15. GMO インターネット株式会社ウェブサイト <<https://www.gmo.jp/news/article/?id=5781>>）

³⁰ 「生体認証とは？」総務省ウェブサイト <http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/security_previous/kiso/k01_bio.htm>

³¹ 『IT・エレクトロニクス×地域活性化百選』電子情報技術産業協会, 2015, p.23. <http://www.jeita.or.jp/japanese/pdf/2/all_pages.pdf>

³² 「民間事業者におけるマイナンバーカードの利活用」総務省ウェブサイト <http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/cardrikatsuyou.html>

³³ チケットを申し込む際にマイナンバーカードを用いて個人情報を登録し、イベント当日は会場入口の本人確認用の端末にマイナンバーカードをかざして本人確認を行うというもの。（「先行導入の実現に向けたこれまでの進捗と今後の取組について」（個人番号カード・公的個人認証サービス等の利活用推進の在り方に関する懇談会（第6回）資料 6-3）2017.7.6, p.7. 総務省ウェブサイト <http://www.soumu.go.jp/main_content/000495093.pdf>; 「総務省・

とを目指しており、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会において導入することも検討している³⁴。また、電子証明書をスマートフォンのSIMカード³⁵に格納して本人確認を行う実証実験も実施されており、実用化されればマイナンバーカード自体を携帯する必要はなくなる³⁶。

4 法規制の動き

前述したような転売対策が進められる一方、近年、インターネット上の不当なチケット高額転売の法規制に向けた動きがある。

2013（平成25）年5月、日本弁護士連合会は、「インターネットを利用したダフ屋についても刑事罰を伴う規制が必要であり、迷惑防止条例等での積極的な検挙、それが困難であれば、新たな立法による規制も検討されたい」とする意見書を出した³⁷。2017（平成29）年4月には、音楽業界関連団体が自由民主党のライブ・エンタテインメント議員連盟に対し、チケット高額転売対策に必要な措置を要望した³⁸。一方、国際オリンピック委員会は、チケット高額転売の取締りの徹底を求めており、2017（平成29）年8月31日、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会は、超党派のスポーツ議員連盟に対しチケット高額転売を制限するための法整備を要請した³⁹。2018（平成30）年3月には、ライブ・エンタテインメント議員連盟がインターネット上のチケット高額転売を規制する法案の要綱をまとめたことが報じられている⁴⁰。

一方、転売市場への法規制導入をめぐることは、慎重であることを求める議論もある。限られた資源（チケット）を、高い価格でも買いたいという者に対して割り当てることは、市場取引において買い手と売り手の双方に便益を生み出す正当な行為であること、また規制を導入した場合、現在転売市場で行われている取引が違法な市場へ移行する懸念があること等が指摘されている。⁴¹

びあ チケット 高額転売防ぐ マイナンバーで本人確認 『日本経済新聞』2017.7.12.)

³⁴ 「マイナンバーカード利活用推進ロードマップ」2017.3, p.8. 総務省ウェブサイト <http://www.soumu.go.jp/main_content/000477828.pdf>

³⁵ SIMカード（Subscriber Identity Module Card）は、電気通信事業者との間で携帯電話に係るサービスの提供を内容とする契約を締結している者を特定するための情報を記録した電磁的記録媒体である。（総務省「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」2017.1.10, p.1. <http://www.soumu.go.jp/main_content/000486992.pdf>）

³⁶ 「マイナンバーカード利活用推進ロードマップ」前掲注(34), p.12.

³⁷ 日本弁護士連合会「「消費者基本計画」の検証・評価（平成24年度）及び計画の見直しについての意見書」2013.5.9, p.8. <http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2013/opinion_130509.pdf>

³⁸ 「ライブ・エンタテインメント議員連盟に対し「チケット高額転売問題」について現状報告を行い、今後の対策について議論いたしました」2017.4.21. 転売NOウェブサイト <<https://www.tenbai-no.jp/news20170421/>>

³⁹ 「五輪組織委 議連に法整備要請」『読売新聞』2017.9.1; 「入場券の高額転売に懸念 東京五輪、対策に着手」『日本経済新聞』（電子版）2017.10.25. <<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO22672540V21C17A0CC0000/>>

⁴⁰ 法案の内容は、興行主等が①特定の日時や座席等を指定②転売の禁止を明示③本人確認等の転売防止策を実施、という条件を全て満たすチケットについて、転売目的で購入すること、業として額面価格を超える価格で販売することを禁じ、罰則は1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又は併科と報じられている。（『岩手日報』前掲注(4); 「チケット転売 「ダフ屋」ネットも規制 東京五輪控え新法」『読売新聞』2017.12.3）

⁴¹ 大竹文雄「チケット転売問題を考える」『産政研フォーラム』111号, 2016.秋, pp.31-37. チケット転売の法規制については海外でも議論がある。例えば、英国では2000年代以降、音楽やスポーツ等のチケット高額転売が問題となっており、関係業界は、業界内の自助努力には限界があるとして法規制を要請した。これに対し政府は、チケット高額転売が音楽やスポーツ等の業界に与える悪影響等を認識しつつも、業界による取組の充実が優先であり、チケット転売そのものを規制することは最終手段であるとした。その背景には、音楽やスポーツ等の業界と転売者との間でコンセンサスがなかないこと、転売市場の違法化により、従来転売市場で行われていた取引が違法な市場へ移行することに対する懸念等があったとされる。（House of Commons, Culture, Media and Sport Committee, *Ticket*

II 諸外国における法規制

以下で紹介する、米国、英国、フランス、及びオーストラリアの各国では、インターネット上を含むチケット転売対策を目的とした法規制が行われている。その方法は、チケットを買い占めるために用いられるコンピュータ・ソフトウェア（ボット）の使用制限、チケット転売者のライセンス制、チケット情報の開示の義務付け等から、チケット転売上限額の設定、業としての転売の禁止といったより厳格な規制に至るまで、様々である。

1 米国

(1) 連邦法

米国では、「ボット」と呼ばれるコンピュータ・ソフトウェアを用いてチケット販売サイトの買占め防止等のセキュリティ措置を回避し、転売目的でチケットを買い占める行為が問題となっている。人気のあるチケットの6割以上がボットの使用により買い占められているとの報道もなされている⁴²。こうした状況を受け、2016年12月、連邦法「2016年よりよいオンライン上のチケット販売のための法律（2016年ボット法）」（Better Online Ticket Sales Act of 2016 / BOTS Act of 2016, P.L. 114-274）が成立した。

同法は、200人を上回る収容能力の会場で行われる、コンサート、演劇、スポーツ、ショー等のチケットを対象とし（第3条）、これらのチケットの販売サイト上で購入枚数制限等のために用いられているセキュリティ措置を回避することを禁じている（第2条(a)(1)(A)）。また、これに違反して入手されたチケットを、州際通商において販売又はその申出を行うことは禁止される（第2条(a)(1)(B)）。違反は、連邦取引委員会法⁴³に基づく不正又は欺罔行為とみなされる（第2条(b)）。州政府は、2016年ボット法の違反により州民の利益が侵害されていると判断した場合、州民の代理として民事訴訟を起こすことができる（第2条(c)）。

(2) 州法

少なくとも30州の州法においてチケット転売規制に関連する様々な規定が設けられているが⁴⁴、インターネット上の転売は対象としていない場合もある。インターネット上の転売を含む規制が行われている事例として以下の2州を紹介する。

Touting: Second Report of Session 2007-2008, HC202, 2008.1.10, pp.34-37. [www.parliament.uk Website](http://www.parliament.uk/Website) <<https://publications.parliament.uk/pa/cm200708/cmselect/cmcomeds/202/202.pdf>>）なお、米国では、第2次世界大戦後のチケット需要の増加に伴い、ダフ屋対策としてチケット転売を規制する州法を制定した州が多く、こうした州法が、合衆国憲法修正第14条の法の平等な保護（equal protection）や適正手続（due process）に反する等として訴訟がしばしば提起された。（Steven C. Highfield, “How Modern Trends and Market Economics Have Rendered Anti-Ticket Scalping Legislation Obsolete,” *DePaul Law Review*, 59(2), Winter 2010, pp.697-732; Beth Cianrone and Dan Connaughton, “Legal issue associated with ticket scalping,” *Smart Online Journal*, 1(1), Fall 2004, pp.20-25. <<http://www.thesmartjournal.com/SMART-ticket%20scalping.pdf>>）

⁴² Ben Sisario, “Concert Industry Struggles With ‘Bots’ That Siphon Off Tickets,” *New York Times*, 2013.5.27.

⁴³ Federal Trade Commission Act, 15 U.S.C. §§ 41-58

⁴⁴ Squire Patton Boggs, *Secondary Ticket Market Place: Guide To US Ticket Resale Regulations*, 2017.7, p.1. <https://www.squirepattonboggs.com/~media/files/insights/publications/2017/07/secondary-ticket-marketplace/2017_us_ticket_resale_law_guide.pdf>

(i) ニューヨーク州

(a) ライセンス制

ニューヨーク州では、チケット転売サイトの運営を含め、チケット転売に係る業務に従事する者は、ライセンスを取得しなければならない（芸術及び文化法⁴⁵第 25.13 条）。ライセンス保持者は、10 年間の取引記録の保持、供給した全てのチケットの総数及び平均転売価格の州への報告（年 2 回）を行わなくてはならない（芸術及び文化法第 25.25 条）。

(b) ボットの禁止

連邦法においてはボットの禁止に対する違反について刑事罰の規定はないが、ニューヨーク州では、違反は軽罪として刑事罰の対象となる（芸術及び文化法第 25.24 条、同第 25.35 条）。

なお、他にもいくつかの州ではボットの禁止を定めており、ミネソタ州とペンシルベニア州ではニューヨーク州と同様に違反は軽罪として刑事罰の対象となる⁴⁶。

(ii) ニュージャージー州

(a) 登録制

州内において、エンタテインメントのチケットを、額面価格に手数料を加えて転売することを業として行う者は、チケット業者としての登録を行わなければならない⁴⁷。登録チケット業者には、2 年間取引記録を保持する等の義務が課される（ニュージャージー州法⁴⁸第 56:8-27 条）。

(b) 転売上限額の設定

登録チケット業者は、転売がインターネット上で行われる場合を含め⁴⁹、チケットを額面価格の 50%より高い手数料を加えて転売してはならない。一方、登録チケット業者でない者がインターネット上で転売を行う場合に転売価格の制限はない（ニュージャージー州法第 56:8-33 条）。

2 英国

(1) 刑事司法及び公共秩序法（Criminal Justice and Public Order Act 1994 (c.33)）

イングランドとウェールズでは、興行主から書面で権限を与えられていない者が、英国政府が指定したサッカーの試合のチケットを販売することは違法とされる。これに違反した場合の罰金は 5,000 ポンド以下である（第 166 条）。英国内に設置されたチケット転売サイト等は、第 166 条に違反するチケット販売に自らのサービスが利用されていることを察知した後に迅速な対応を行わなかった場合等は第 166 条の罪に問われる（第 166A 条）⁵⁰。

⁴⁵ Arts and Cultural Affairs Law.

⁴⁶ Minn. Stat. § 609.806; 4 P.S. § 212.1.

⁴⁷ “Ticket Agencies.” New Jersey Division of Consumer Affairs Website <<http://www.njconsumeraffairs.gov/regulated/Pages/ticketagents.aspx>>

⁴⁸ New Jersey General and Permanent Statutes.

⁴⁹ “BEWARE OF Ticket Sale Scams,” 2016.6.2. New Jersey Division of Consumer Affairs Website <<http://www.njconsumeraffairs.gov/News/Consumer%20Briefs/ticket-sale-scam.pdf>>

⁵⁰ 刑事司法及び公共秩序法のチケット転売に関する規定は、会場付近の公共の秩序維持を主な目的として導入されたものであったが、2006 年、凶悪犯罪削減法（Violent Crime Reduction Act 2006 (c.38)）第 53 条により刑事司法及び公共秩序法第 166 条が改正され、インターネット上のチケット転売に関する第 166A 条が追加された。（Michael Waterson, *Independent Review of Consumer Protection Measures concerning Online Secondary Ticketing Facilities*, 2016.5, p.35-36, 216. GOV.UK Website <https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/525885/ind-16-7-independent-review-online-secondary-ticketing-facilities.pdf>）

(2) ロンドンオリンピック・パラリンピック法 (London Olympic Games and Paralympic Games Act 2006 (c.12))

2012年ロンドンオリンピック・パラリンピック競技大会開催に際し、大会組織委員会から書面で権限を与えられた場合を除き、大会イベントのチケットの販売等を、公共の場所で又は業として行うことの禁止が定められた(第31条(1)(2))。同法の規定はインターネット上のチケット転売も対象とする⁵¹。これに違反した場合の罰金は2万ポンド以下⁵²である(第31条(6))。第31条(1)に違反するチケット転売等に自らのサービスが利用されていることを察知した者は、その撤回に合理的に必要とされる最短の期間後もサービスを提供し続けた場合は罪に問われる(第31条(5))。

(3) 消費者権利法 (Consumer Rights Act 2015 (c.15))

2015年、インターネット上の不当なチケット高額転売からの消費者保護を目的に、消費者権利法が改正され、以下の規制が導入された。

(i) 情報開示義務

チケットを購入する際、正規のチケット販売サイトと転売サイトとを判別することや、チケットの額面価格を把握することはしばしば困難であり、こうした情報の不足を利用して不当なチケット高額転売が行われている。これに対処するものとして、消費者権利法では転売者に対してチケットの詳細情報の開示義務が定められている⁵³。英国国内で開催されるレクリエーション、スポーツ、文化のチケット転売がインターネット上で行われる場合に、転売者及びチケット転売サイトの運営者は、消費者のチケット購入前に、①当該チケットの座席等の位置、②特定の属性の者に利用が限定される制限(障害者専用席等)に関する情報、③額面価格、④転売者がチケット転売サイトの運営者であるか運営者の被雇用者であるか等の情報、が明示されることを保証しなければならない(第90条)。

(ii) 消費者及び転売者の保護

興行主は、単に転売であることを理由に、当該チケットを無効とすること、及び転売者に対するチケットの取得の制限(転売者のブラックリスト化)を行うことはできないが、こうした無効化やブラックリスト化に関する条項がチケットの利用規約中に規定され、かつその条項が不当なものでない場合は可能である(第91条)。

(iii) 違法行為の通報義務

チケット転売サイトの運営者は、チケット転売に関する違法行為に気付いた場合、警察及び興行主に通報しなければならない(第92条)。

(iv) 罰金上限

第90-92条に違反した場合の罰金上限は5,000ポンドである(第93条)。

⁵¹ “Oral evidence: Taken before the Culture, Media and Sport Committee on Tuesday 26 June 2007,” House of Commons, Culture, Media and Sport Committee, *op.cit.*(41), Ev 109, paras.61-62.

⁵² ロンドンオリンピック・パラリンピック法は、2011年に一部改正され、チケット転売に係る規定に関しては、罰金の上限が5,000ポンドから2万ポンドに増額された(第3条)。

⁵³ *Ticket reselling in Australia: Consultation Regulation Impact Statement*, 2017.11, p.47. Australian Government The Treasury Website <https://consult.treasury.gov.au/small-business-and-consumer-division/ticket-reselling-in-australia/supporting_documents/cs2017t234743.pdf>

(v) 報告書の公表

この法律の発効⁵⁴後 12 か月以内に、政府は、国内のレクリエーション、スポーツ、文化のチケット転売における消費者保護対策についての報告書を公表しなければならない（第 94 条）。

同条に基づき 2016 年 5 月に公表された報告書では、チケット転売者による情報開示義務の規定が関係者に理解されておらず同法が効果を十分に発揮していないこと等が指摘された⁵⁵。

(4) デジタル経済法 (Digital Economy Act 2017 (c.30))

2017 年にはデジタル経済法が成立し、ボットの使用に関する規制が導入された⁵⁶。

英国国内で開催されるレクリエーション、スポーツ、文化のチケットで、購入の全部又は一部が電子通信ネットワーク又は電子通信サービスを通じて行われ、購入枚数に上限が設けられているものについて、上限を超えてチケットを購入すること（購入が国外で行われる場合を含む。）を規制する⁵⁷（第 106 条(1)-(4)）。

3 フランス

フランスでは、1919 年から、公的な補助金又は優遇措置を受けた興行のチケットを、額面価格より高額で販売することを禁じる法律が定められているが⁵⁸、インターネット上のチケット高額転売に対する批判の高まり等を受け⁵⁹、2012 年に刑法典⁶⁰が改正され新たな規定が導入された⁶¹。これにより、スポーツや文化等のチケットを、興行主等から権限を与えられることなく、常習的に販売すること等は禁止されている。違反に対しては、1 万 5000 ユーロ以下（再犯の場合、3 万ユーロ以下）の罰金が科される（刑法典第 313-6-2 条）⁶²。

4 オーストラリア

(1) 連邦法及び州法

オーストラリアでは、会場付近で行われるダフ屋行為の規制やインターネット上のチケット

⁵⁴ 2015 年改正の消費者権利法のチケット転売に関する規定は 2015 年 5 月 27 日に発効した。（“Policy paper: Consumer Rights Act 2015,” 2015.8.14. GOV.UK Website <<https://www.gov.uk/government/publications/consumer-rights-act-2015/consumer-rights-act-2015>>）

⁵⁵ Waterson, *op.cit.*(50), pp.19-20, 57. 英国内の消費者団体も、転売サイトが同法の情報開示義務に違反して消費者に座席番号や額面価格等の基本的な情報を提供していない等の事例が数多くあると指摘している。（Adam French, “Event tickets still being sold unlawfully,” 2016.5.24. Which? Website <<https://www.which.co.uk/news/2016/05/event-tickets-still-being-sold-unlawfully-443074/>>）

⁵⁶ デジタル経済法の規定について政府は、ボットの使用によるチケットの買占めを規制することでチケット高額転売に対処するものと説明している。（“A better deal for consumers in the digital age,” 2017.7.17. GOV.UK Website <<https://www.gov.uk/government/news/a-better-deal-for-consumers-in-the-digital-age>>）

⁵⁷ デジタル経済法第 106 条は 2017 年 7 月 31 日から施行されている。（The Digital Economy Act 2017 (Commencement No. 1) Regulations 2017 No.765 (c.60). legislation.gov.uk Website <<https://www.legislation.gov.uk/uksi/2017/765/regulation/2/made>>）

⁵⁸ Loi du 27 juin 1919 portant répression du trafic des billets de théâtre.

⁵⁹ Alan Beuve-Méry, “Les sites Internet ne pourront plus spéculer sur les billets de spectacles,” 2012.2.20. Le Monde Website <http://www.lemonde.fr/economie/article/2012/02/20/les-sites-internet-ne-pourront-plus-speculer-sur-les-billets-de-spectacles_1645872_3234.html>

⁶⁰ Code pénal.

⁶¹ LOI n° 2012-348 du 12 mars 2012 tendant à faciliter l'organisation des manifestations sportives et culturelles.

⁶² フランスでは 2012 年の規定導入後、チケットのうち 10～15%が違法に転売されていることが報じられている。（Nicole Vulser, “La revente illicite des places de spectacle prospère,” 2017.2.10. Le Monde Website <http://www.lemonde.fr/economie/article/2017/02/10/la-revente-illicite-des-places-de-spectacle-prospere_5077444_3234.html>）

転売対策を目的とした連邦法は制定されていない。一方州レベルでは、少なくとも5州の州法においてチケット転売に関連する規定が設けられているが、その多くは大規模スポーツイベント等、一部のチケットに限定した規制であり、インターネット上の転売は対象としていない場合もある⁶³。以下では、インターネット上のチケット転売を含むものとして、最近新たに規制を導入するニューサウスウェールズ州の例を紹介する。

(2) ニューサウスウェールズ州

インターネット上のチケット転売が問題となっていることを背景に、2017年に公正取引法(Fair Trading Act 1987)が改正され、新たに規制が導入される⁶⁴。

(i) 転売上限額の設定

利用規約に転売禁止や転売の際の条件が定められているニューサウスウェールズ州のスポーツ又はエンタテインメントのチケットについて(第58B条(1)(2))、額面価格の10%を超える手数料を加えて転売してはならない(第58E条、第58G条)。一方、チケットが額面価格の110%以下で転売される場合は、転売禁止や転売の際の条件を定めるチケットの利用規約は無効となる(第58J条)。

(ii) チケット転売の広告に関する制限

チケット転売の広告には、チケットの額面価格の110%を超える価格を記載してはならず、また、チケットの額面価格及び座席番号等の詳細情報を明記しなければならない(第58F条)。ウェブサイト、新聞、雑誌その他の出版物等の運営を行っている者は、これらに違反する広告が掲載されないようにしなければならない(第58I条)。

(iii) ボットの禁止

チケット販売サイトの利用規約に違反して、ウェブサイト上のセキュリティ措置を迂回するコンピュータ・ソフトウェアを用いてチケットを購入してはならない(第58K条)。

(iv) チケット販売数の公開

政府は、興行主に対して、当該チケットの一般販売総数の公開を要求することができる(第58L条)。

(v) 罰金上限

上記の(i)(ii)(iii)に違反した場合の罰金上限は、法人の場合11万ドル、個人の場合2万2000ドルである(第58G条、第58I(1)条、第58K条)。

おわりに

近年インターネット上の不当なチケット高額転売が社会問題化する中、日本においても様々なチケット転売対策が関係業界において進められるとともに、転売市場を法規制することを含

⁶³ *Ticket reselling in Australia: Consultation Regulation Impact Statement, op.cit.*(53), pp.30-32.

⁶⁴ “Tough new ‘Consumers First’ laws pass parliament,” 2017.10.18. NSW Government Website <<https://www.finance.nsw.gov.au/about-us/media-releases/tough-new-%E2%80%98consumers-first%E2%80%99-laws-pass-parliament>> 公正取引法の当該規定は2018年3月31日現在施行されていないが、2018年に施行見込みである。 (“New laws to target ticket scalping.” NSW Government Website <http://www.fairtrading.nsw.gov.au/ftw/About_us/News_and_events/Whats_new/New+laws+to+target+ticket+scalping.page>)

む議論が盛んになっている。

一方、法規制を導入した国をみると、その規制のあり方は、ボットの禁止、転売上限額の設定、チケット情報の開示の義務付け等様々であり、2012年のロンドンオリンピック・パラリンピック競技大会開催時のように、特定の興行に限定して法規制を導入している事例もある。また、法規制導入後にチケット転売の状況について検証が行われ、規定の実効性に関する課題が浮上している場合もある⁶⁵。法規制導入の検討においては慎重な議論が求められるとともに、導入した場合には、その実効性の担保も重要となるであろう。

⁶⁵ 本稿Ⅱ2 (3) (v) 参照。